

令和3年度 文教委員会資料②

【議案第11号】

川崎市等々力緑地の球技場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

資料 川崎市等々力緑地の球技場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

市 民 文 化 局

(令和4年2月9日)

川崎市等々力緑地の球技場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

1 条例制定の背景

等々力緑地は、緑と水のうるおいの空間を有し、良好な都市環境を形成するための重要な役割を担うとともに、多数の運動施設、市民の憩いの場など多面的な機能を有する市民に親しまれている総合公園です。

等々力緑地全体の再編整備については、平成23年にとりまとめた等々力緑地再編整備実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき進めてきましたが、社会環境の変化による新たな課題等に対応するため、主な施設の再整備の考え方や民間活力の導入手法などをとりまとめ、令和4年2月に実施計画を改定しました。

改定した実施計画において、持続可能な公園経営の実現に向け、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、PFI法という。）に基づく事業手法により、再編整備を行うとともに、指定管理者制度および一部施設への公共施設等運営事業の導入により、施設の有効活用や、市民サービスの向上、財政負担の削減を目指すものです。

公共施設等運営事業を実施する権利である公共施設等運営権を設定する場合、PFI法第18条の規定により、実施方針に関する条例を定める必要があるため、この条例を制定するものです。

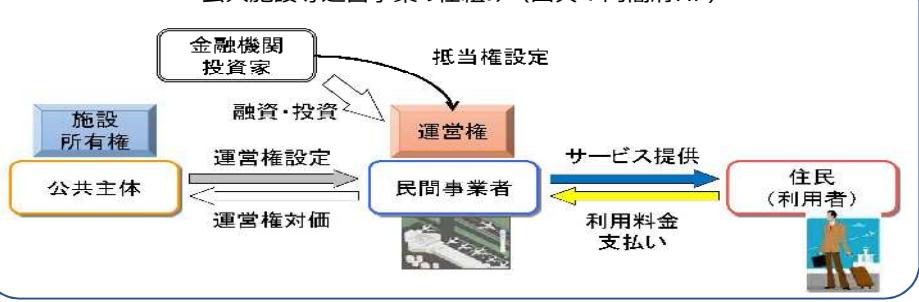
※ 実施方針とは、特定事業（公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの）の実施に関する方針のこと。

2 公共施設等運営事業の概要

公共施設等運営事業（コンセッション事業）とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する事業方式をいいます。

民間事業者による安定的で自由度の高い運営により、利用者ニーズを反映した質の高いサービスの提供が可能となるものです。

公共施設等運営事業の仕組み（出典：内閣府HP）



3 公共施設等運営事業の対象施設

等々力緑地における公共施設等運営事業の対象施設は、施設に稼働率向上の余地があり、興行利用について、民間の追加投資や柔軟な料金設定を行うことで収益向上が期待できる、「球技専用スタジアム」、「(新) とどろきアリーナ」、「駐車場」の3施設とします。

4 公共施設等運営事業の導入により期待される効果

施設名	導入による効果
球技専用スタジアム	<ul style="list-style-type: none">非常に高い集客力を持つ施設であり、本体事業と連携した新たな付帯事業により収入増が期待できる。
(新)とどろきアリーナ	<ul style="list-style-type: none">スポーツセンターとアリーナ機能の利用の最適化により、新規イベントの誘致などによる収入増が期待できる。
駐車場	<ul style="list-style-type: none">需要を踏まえた料金設定や、追加投資による駐車台数の増により収入増が期待できる。

5 条例の主な内容（本則6箇条及び附則で構成）

【本則】

(1) 民間事業者の選定の手続

市長は、民間事業者から申請があったときは、次の基準により最も適切に球技場、アリーナ及び駐車場（以下「球技場等」という。）の運営等を行うことができると認める者に公共施設等運営権を設定する。

ア 球技場等の運営等の事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）の内容が、球技場等の効用を最大限に發揮するとともに管理の効率化が図られるものであること。

イ 事業計画の内容に沿った球技場等の運営等を安定して行う能力を有すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、実施方針で定める基準を満たすこと。

(2) 運営等の基準

公共施設等運営権の設定を受けた事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、関係法令、条例等の規定に従い、球技場等の運営等を行わなければならない。

(3) 業務の範囲

公共施設等運営権者は、球技場等を利用させることその他の球技場等の運営等のために必要な業務を行わなければならない。

(4) 利用料金

球技場等の利用料金の額は、公共施設等運営権者が、球技場等の利用状況等を勘案して、適正に定める。

【附則】

この条例は、公布の日から施行する。

6 今後のスケジュール

令和4(2022)年3月下旬	実施方針の公表
“ 4月下旬	事業者公募開始
“ 10月	事業者選定
令和5(2023)年3月	事業契約の締結
令和11(2029)年度	再編整備工事の完成

根拠法令（抄）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（抄）

（定義）

第2条

6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。

7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

（実施方針に関する条例）

第18条

公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。